

2 X 2X年2X月2X日

```

2 0XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
2 0XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
2 0XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
2 0XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
2 0XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
2 0XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

```

2 5 XXXXXXXXXX
2 5 XXXXXXXXXX
2 5 XXXXXXXXXX

Test Image

※2 X2X年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定しましたので通知します。

保険料算定の基礎

被用者保険の被扶養者に係る軽減が適用される期間の保険料算定の基礎（終了年度のみ）

* 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び４ＸＸＸ後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療条例の規定によって、２Ｘ２Ｘ年２Ｘ月２Ｘ日現在の後期高齢者医療の被保険者に対して賦課されたものです。

- * 保険料算出方法は以下のとおりです。
- | | |
|--|--------------------------|
| 所得割額＝賦課のもととなる所得金額（※1）× 所得割率（5XXXX / 100） | } 確定年保険料
[2X万円を限度とする] |
| 均等割額＝7XXXXXX 円 | |
- なお、2 X 2X 年4月1日以降に納付義務及び資格の発生・消滅があるときは月割りにて算定します。
- ※1 賦課のもととなる所得金額 = 2 X 2X 年中の所得 - 33万円

- * 低所得者に対する軽減
次に該当する世帯の被保険者は、下記の保険料額が軽減されます。
- | | |
|---|-----------|
| 総所得金額等が33万円以下 | |
| 均等割額 | 7XXXXXX 円 |
| 総所得金額等が33万円 + {24.5万円 × 被保険者数(世帯主を除く)} 以下 | |
| 均等割額 | 7XXXXXX 円 |
| 総所得金額等が33万円 + {35万円 × 被保険者数} 以下 | |
| 均等割額 | 7XXXXXX 円 |

- * 被用者保険の被扶養者であった方については、10月から保険料が徴収されますが、施行直前に被用者保険の被扶養者となった方など、9月以前に保険料が徴収された場合には、徴収した保険料のうち、本通知書による平成20年度賦課額を超過した分を還付します。

- ＊ 不服申立て及び取消訴訟
この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、4XXXの後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、4XXXの後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、4XXX後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

- [illegible]

管理番号： 2X